大通達甲 (刑企) 第 3 号 大通達甲 (生企) 第10号 平成29年7月4日

簿 冊 名	例規(1年)
保存期間	1 年

本部各課・所・隊・室長

警察学校長 殿

各警察署長

刑 事 部 長生 活 安 全 部 長

刑法の一部を改正する法律の公布について(通達)

刑法の一部を改正する法律(平成29年法律第72号。以下「改正法」という。)が本年6月23日に公布され、平成29年7月13日より施行されることとなった。

本改正の趣旨及び要点は下記のとおりであるので、事務処理上誤りのないようにされたい。 なお、この通達において、「新法」とは改正法による改正後の刑法(明治40年法律第45号) をいい、「旧法」とは改正法による改正前の刑法をいうものとする。

記

1 改正の趣旨

近年の性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、刑法を改正し、所 要の法整備を行うものである。

2 改正の要点

(1) 強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等(新法第177条、第178条第2項及び第181条第2項関係)

強姦罪の構成要件について、「女子を姦淫した」としていた規定を、性別を問わず、 人に対し「性交、肛門性交又は口腔性交(以下「性交等」という。)をした」に改める とともに、その法定刑を「3年以上の有期懲役」から「5年以上の有期懲役」に引き上 げ、罪名を強制性交等罪とすることとされた。

あわせて、強制性交等罪等に係る致死傷の罪の法定刑を「無期又は6年以上の懲役」 とすることとされた。

これに伴い、集団強姦等の罪及び集団強姦致死傷等の罪を廃止することとされた。

(2) 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪の新設(新法第179条関係)

18歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為又は性交等をした場合について、強制わいせつ罪又は強制性交等罪と同様に処罰する規定を新たに設けることとされた。

(3) 強盗強姦罪の構成要件の見直し等(新法第241条関係) 強盗強姦罪の構成要件について、「強盗が女子を姦淫した」としていた規定を、強盗

行為と強制性交等の行為の先後関係を問わず、強盗罪を犯した者が強制性交等罪を犯したとき、又は強制性交等罪を犯した者が強盗罪を犯したときは、無期又は7年以上の懲役に処するものとし、罪名を強盗・強制性交等罪とすることとされた。

(4) 強姦罪等の非親告罪化(旧法第180条及び新法第229条関係)

強姦罪、準強姦罪、強制わいせつ罪及び準強制わいせつ罪を親告罪とする規定を削除し、非親告罪とすることとされた。

あわせて、わいせつ目的・結婚目的の略取・誘拐罪等についても非親告罪とすること とされた。

3 施行期日(改正法附則第1条関係)

公布の日から起算して20日を経過した日(平成29年7月13日)から施行することとされた。

4 経過措置

- (1) 処罰に関する経過措置(改正法附則第2条第1項関係) 改正法の施行前にした行為の処罰については、旧法の規定を適用することとされた。
- (2) 強姦罪等の非親告罪化に関する経過措置(改正法附則第2条第2項及び同条第3項関係)

改正法により強姦罪等の性犯罪を非親告罪化するに際して、改正法の施行前にした行為についても、改正法の施行後は、施行時において既に法律上告訴がされることがなくなっているものを除き、非親告罪として取り扱うものとする。

(刑事企画課指導係) (生活安全企画課企画係)